

おたより

ほっと

第14号

大川・永尾法律事務所



新しい時代に向かって――

今年「平成」から新たな元号に変わります。また他方で、改正された相続法が施行されるなど法制度の改変も進んでいます。さらに、インターネットで裁判を進めるようにするため、試験的な裁判も行われています。時代や社会の変化には誠に目覚ましいものがあります。

私たちが研修に参加するなど常に自己研鑽に励み、こうした時代や社会の変化に対応することが求められています。しかしながら、他方で、いかに時代や社会が変化しようとも、基本的な人権の擁護と社会正義の実現という私たち弁護士使命は不変のものです。

私たちがこうした弁護士の使命を担いつつ、事務所一同、「皆様方のほっと安心援団」という目標をゆるぎなく掲げて、日々業務を行っていく所存です。今後ともよろしくお願い申し上げます。

平成三十一年四月吉日

弁護士 大川 正二郎

各弁護士近況



大川 正二郎

今回は、自分にもついに「還暦」の年がやってきたとご報告いたしました。今年になってついに初孫も生まれ、本当に「おじいちゃん」になりました。遠い昔から人類の営みがこうして脈々と続いてきたんだなあ感慨深いものがあります。他方で、自分を顧みて、まだまだやれる、年を重ねてきたからこそ積み重ねた経験と培ってきたノウハウを生かしてお客様のお役に立てるのだと、意気込みは衰えておりません。



永尾 竹則

時が経つのは早いもので、今年も3か月が過ぎました。この冬は今のところ風邪をひかずに過ごすことができました。私は、紅茶とコーヒーだとだいたいコーヒーの方を飲むんですが、この冬の間はなるべく紅茶を飲むようにしました。風邪の予防に妻から薦められたわけですが、妻も辛い風邪をひかずに過ごさせています。種類はアールグレイが好きですが、種類にこだわらず飲みました。この時期、夏に向けて季節の変わり目で風邪をひきやすい季節ですが紅茶で乗り切りたいと思います。



鳥飼 亜由美

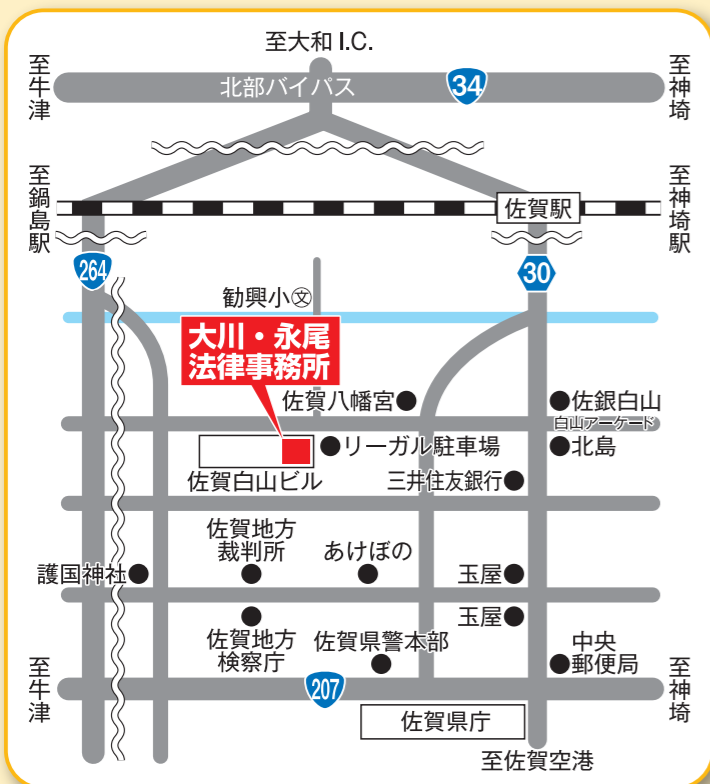
娘がイヤイヤ期に突入し、朝から寝る間際まで、時には寝言でもイヤイヤしています。気長に付き合おうと心がけていますが、ある時さすがにストレスがたまり、保育園送迎時に車内で聴く音楽を、童謡から、自分好みのロックに変えてみました。すると、娘が思いのほか気に入って、ロックのリズムにあわせて「オーっ！オーっ！」と拳を突き上げるではありませんか。娘のファンキーな一面に思わず笑ってしまい、私も好きな音楽が聴けて、ちょっぴりストレスも解消されたのでした。母子でヘットバンギングする日も近いかもしれません。

大川・永尾法律事務所

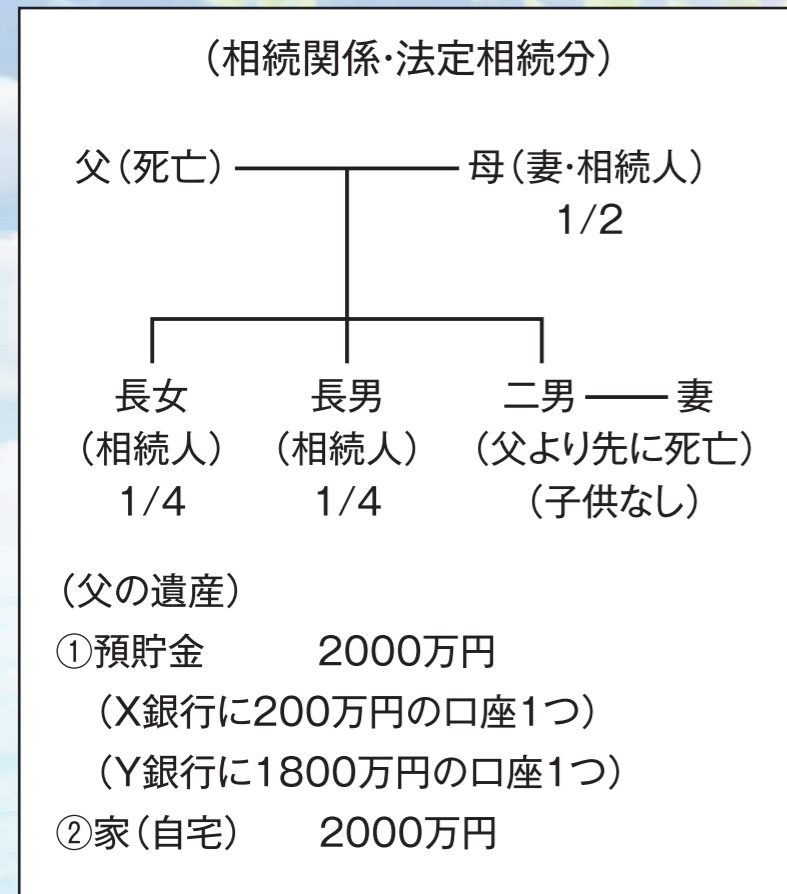
〒840-0826
佐賀県佐賀市白山1丁目4番28号
佐賀白山ビル1階
TEL. 0952-25-5432
FAX. 0952-25-5535
URL: <http://okawa-nagao-lawoffice.jp>

業務時間
月～金 9:00～17:30
(祝日除く)

所属弁護士
大川 正二郎
永尾 竹則
鳥飼 亜由美



事例でみる相続法改正



今般、相続法制が大幅に見直され、段階的に施行されることになりました。改正点の一部を事例をもとに解説します。

Q 法律上は誰がいくら遺産をもらえる？(相続人、法定相続分)

A 父の相続人は、母と長女、長男の3人です。法定相続分は母が1/2で2000万円分、長女と長男が1/4ずつでそれぞれ1000万円分の遺産を相続できます。

Q 葬儀費用等を父の口座から払戻したいが母だけの手続きで払戻せる？(預貯金払戻し制度)

A 預貯金は、従来は、相続人単独では払戻せませんでした。しかし、今回の改正で、相続開始時の預貯金の額×1/3×払戻しを行う共同相続人の法定相続分(ただし、一つの金融機関から払戻しが受けられるのは150万円まで)については、相続人単独で払戻しができるようになりました。したがって、母は、X銀行から200万円×1/3×1/2=33万円を、Y銀行から1800万円×1/3×1/2(ただし、上限150万円)=150万円の計約183万円までは単独で払戻しができるようになりました。また、これ以上の払戻しが必要な場合には、他の共同相続人の利益を害しない限り、家庭裁判所の判断で仮払いが認められるようになりました。

Q 母が今後も自宅に住みつつ、今後の生活費に困らないように預貯金もある程度確保する方法は？(配偶者居住権)

A 従前なら、母が2000万円の家を単独で取得するとそれだけで母の相続分の限度額となり、預貯金は取得できませんでした。しかし、今回の改正で、母は配偶者居住権という終身又は一定期間無償で家に居住できる権利を取得したうえで、ある程度の預貯金も受け取れるようになりました。具体的には、遺産分割の中で、家の価値2000万円のうち、例えば1000万円を居住権の価格、1000万円を居住権付の所有権の価格、と分けて考え、母の相続分2000万円のうち、1000万円をこの居住権分に、残りの1000万円を預貯金にあてることで、家に住み続けたうえで預貯金も十分に確保できるようになりました。

Q 家の名義自体を母が取得したうえで、預貯金も十分貰える方法はなかったの？(持ち戻し免除の推定)

A 今回の改正で、父と母が20年以上結婚していた場合には、父の生前に父が母に家の贈与をするか、もしくは遺言で家を母に遺贈しておく、父死亡後の遺産分割時に、家を遺産分割の対象から外することができるようになりました。その結果、分割すべき遺産は預貯金2000万円だけということになり、母はその1/2の1000万円の預貯金を手にした上で家の名義も取得することができます。

Q 父が病気になってから、既に死亡していた二男の妻が父の療養介護を献身的に行った場合、二男の妻は何ももらえないの？(特別の寄与の制度)

A 従前は、相続人以外の者が被相続人の介護に尽くしても、遺産を取得することは困難だったのですが、今回の改正で、被相続人の療養介護に尽くした相続人以外の親族は、相続人に金銭の請求をし得ることになりました。したがって、二男の妻は、母や長男に対し、金銭を請求し得ることになります。

相続法改正の主な内容

項目	内容	施行日
配偶者居住権	配偶者が被相続人の建物に居住していた場合、その建物に無償で終身又は一定期間居住できる。	2020.4.1
持ち戻し免除の推定	20年以上の婚姻期間の夫婦間で居住用不動産が遺贈又は贈与された場合、遺産分割でその居住用不動産を原則として特別受益としなくてよい。	2019.7.1
預貯金払戻し制度	預貯金は一定割合(限度額あり)まで払戻しを受けられる。上記割合(限度額)以上でも必要性があれば家庭裁判所が仮払いを認める。	2019.7.1
自筆証書遺言の方式緩和と保管制度	自筆証書遺言の本文に添付する財産目録は自署でなくてよい。 自筆証書遺言は法務局で保管してもらえ、相続人らは保管の有無の調査、写しの交付請求等ができる。	2019.1.13 2020.7.10
遺留分制度の変更	遺留分の算定の対象とする贈与の範囲を10年内と制限し、遺留分減殺請求は金銭請求にした。請求を受けた者は裁判所に期限の猶予を求めることもできる。	2019.7.1
特別の寄与	相続人以外の被相続人の親族が無償で被相続人の療養看護等を行った場合は、相続人に金銭請求できる。	2019.7.1